三五四　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の効力発生に関する件　二七　262　六四

三五五　国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の取極の終了に関する書簡の交換に関する件　二七　262　六四

○財務省

三三四―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　246　七

三三八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　七　246　九

三三九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　246　一〇

三四〇―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　246　一〇

三四一―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　246　一〇

三五〇―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　246　一一

三五三―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　七　246　一八

三五六　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一〇　三

三五七　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一〇　三

三五八　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　一〇　三

三五九　平成二十六年度の初日から平成二十六年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　五

三六〇　平成二十六年度の初日から平成二十六年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五

三六一―三六二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　264　一〇三

○財務省、農林水産省

一八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三

一九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

二〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

一〇　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一八　三

○国税庁

一二　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二〇　四

○文部科学省

一六一　大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示　七　二

一六二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一一　四

一六三　専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示　一四　251　二二

一六四　大学が国際連携学科を設ける場合について定める件　一四　251　二二

一六五　大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件　一四　251　二二

一六六　短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件　一四　251　二二

一六七　専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件　一四　251　二二

一六八　国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件　一四　251　二二

一六九　国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件　一四　251　二二

一七〇　国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件　一四　251　二二

一七一　国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件　一四　251　二二

一七二　学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示　一四　251　二三

一七三　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門の指定する件　一八　254　一

一七四　ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針　二五　260　一

○文部科学省、厚生労働省

一　遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部を改正する件　二五　260　四

二　ヒトES細胞の樹立に関する指針　二五　260　七

○文部科学省、経済産業省、厚生労働省

一　ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の一部を改正する件　二五　四

○厚生労働省

四〇一　有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件の一部を改正する件　四　五